

三重県 参考配布資料

受診結果報告書等

平成 年 月 日

## アルコール依存症に関する受診結果報告書

三重県知事 宛て

住 所

氏 名 印

連絡先

三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす条例（平成25年三重県条例第70号）第9条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

私は、この度、次の医療機関でアルコール依存症に関する診断を受けました。

| 受診年月日 | 平成 年 月 日 |
|-------|----------|
| 医療機関名 |          |

※できるだけ受診医療機関で「医療機関名のゴム印」を押してもらってください。↑

|      |
|------|
|      |
|      |
| 整理番号 |
|      |

（注）診察券の写し又は領収書の写しを同封して返送ください。

（規格A4）

第 号  
平成 年 月 日

## アルコール依存症受診に関する通知書

住 所

氏 名 様

三 重 県 知 事

印

三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす条例（平成25年三重県条例第70号）第9条第2項の規定により、次に掲げる期限までに指定医療機関でアルコール依存症に関する診断を受け、当該診断を受けた旨を別紙（第1号様式）により報告するよう通知します。

|             |                |
|-------------|----------------|
| 飲酒運転違反年月日   | 平成 年 月 日       |
| 飲酒運転違反場所    |                |
| 受診及び報告の期限   | 平成 年 月 日       |
| 知事が指定する医療機関 | 別添指定医療機関一覧のとおり |
| 備 考         |                |

**【備考】**既に医療機関においてアルコール依存症と診断されている方は、その旨報告してください。

※三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例（抜粋）

第九条 県内外において道路交通法第一百七条の二第一号又は同法第一百七条の二の二第三号の違反行為をした県民（以下この条において「飲酒運転違反者」という。）は、知事が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受け、知事に対し、当該診断を受けた旨を報告しなければならない。ただし、既にアルコール依存症と診断されている者その他の三重県規則で定める者については、この限りでない。

2 知事は、三重県規則で定めるところにより、飲酒運転違反者に対し、前項に規定する受診及び報告を行うべき旨並びに当該受診及び当該報告の期限を通知するものとする。

**※ できるだけ家族の方と一緒に受診してください。** (規格A4)

第 号  
平成 年 月 日

## アルコール依存症受診に関する勧告書

住 所

氏 名 様

三重県知事 鈴木 英敬 印

三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす条例（平成25年三重県条例第70号）第9条第2項の規定により、平成 年 月 日付け 環生第 ー ー 号であなたに  
対して期限までに指定医療機関でアルコール依存症に関する診断を受け、当該診  
断を受けた旨を報告するよう通知しましたが、平成 年 月 日において、  
まだ報告を受けていません。

同条例第9条第3項により、直ちにアルコール依存症に関する診断を受け、当  
該診断を受けた旨を報告するよう、勧告します。

|             |                |
|-------------|----------------|
| 飲酒運転違反年月日   | 平成 年 月 日       |
| 飲酒運転違反場所    |                |
| 知事が指定する医療機関 | 別添指定医療機関一覧のとおり |
| 備 考         |                |

**【備考】**既に医療機関においてアルコール依存症と診断されている方は、その旨  
報告してください。

※三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例（抜粋）

第九条 県内外において道路交通法第一百七条の二第一号又は同法第一百七条の二の二第三号の違反行為を  
した県民（以下この条において「飲酒運転違反者」という。）は、知事が指定する医療機関において、アル  
コール依存症に関する診断を受け、知事に対し、当該診断を受けた旨を報告しなければならない。ただし、  
既にアルコール依存症と診断されている者その他の三重県規則で定める者については、この限りでない。

2 知事は、三重県規則で定めるところにより、飲酒運転違反者に対し、前項に規定する受診及び報告を行う  
べき旨並びに当該受診及び当該報告の期限を通知するものとする。

3 知事は、前項に規定する通知を受けた飲酒運転違反者が同項に規定する報告の期限までに第一項に規定す  
る報告をしないときは、当該飲酒運転違反者に対し、同項に規定する受診及び報告を行うよう勧告をするこ  
とができる。

※ できるだけ家族の方と一緒に受診してください。

（規格A4）